

議案第 5 9 号

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年岩倉市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「指定都市」を「指定都市若しくは同法第２５２条の２第１項の中核市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。